農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案の概要

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、市町村の認定を受けて再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者について、農地法等に基づく手続の簡素化、農林地の権利移転を促進する計画制度の創設等の所要の措置を講ずる。

法案の概要

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月食と農林漁業の再生推進本部決定）等に位置付けられた農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進めるための制度を創設

1　基本方針の作成

主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ電気（太陽光、風力、小水力、バイオマス等）の発電を促進するための基本方針を作成。

2　市町村による基本計画の作成

市町村は、基本方針に基づき、再エネ発電設備を整備する区域や農林漁業の発展に資する取組等を内容とする基本計画を作成。

3　設備整備計画の認定

市町村は、再エネ発電設備の整備を行おうとする者からの申請に基づき、その作成する設備整備計画が基本計画に適合している旨の認定。

4　所有権移転等促進計画

市町村は、農林地の所有権の移転等を促進するための計画を定め、当該計画の公告により所有権の移転等の効果（**民法の特例**）。

5　法律に基づく手続の簡素化

市町村が、３の設備整備計画の認定を行うことにより、当該計画の実施に係る農地法、森林法、漁港漁場整備法等の許可等があったものとみなす（手続のワンストップ化）。

期待される効果

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進により、農山漁村の活性化が図られる。

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案について

背景･趣旨

○ 我が国農山漁村の活力が低下しており、また、新たなエネルギー源として再生可能エネルギー源の早期導入が期待される中、農山漁村に豊富に存在する土地、水、熱、バイオマス等の資源を活用して、再生可能エネルギー電気の発電を促進し、農山漁村の活性化に結びつけることが重要。

○ その際、農山漁村が有する食料供給や国土保全の役割が将来にわたり果たされるよう、農林地等の適切な利用の調整等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する。

1. 意義
～再エネ発電の利益を地域に還元

◎現状

・年間総発電量　1兆kWh
　うち 再生可能エネルギー(平成22年度)
　　大規模水力　　8.7%
　　その他(太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス)　　1.2%

・年間の電力売上げ　約16兆円
　→再生可能エネルギー(大規模水力を除く)の売上げは　約0.19兆円(試算)

◎仮に、そのシェアを10%(20%)にした場合
売上げはそれぞれ1.6兆円(3.2兆円)
→売上げ収入が地域に帰属すれば、農山漁村活性化に大きく貢献

[参考]農林水産業の年間産出額(平成21年)

合計	9.9兆円
米	1.8兆円
野菜	2.0兆円
畜産	2.5兆円
林業	0.4兆円(木材＋きのこ類)
漁業	1.5兆円

2. 課題
～土地等の適切な利用調整など

[現状]
再エネ発電設備の整備は･･･
・　無計画に行われると、農地･森林など既存の土地利用や海域の利用に支障となるおそれ
(場合によっては無許可使用のおそれ)
・　必要な法手続が多岐かつ複雑であり、時間がかかる

[これから]
WIN-WINの関係の構築が重要
-農林漁業の健全な発展と再エネ促進の調和-

→これらが両立する計画的な土地利用調整を図ることが重要
→集団的な利用調整による土地の有効活用等の権利調整と手続の簡素化が大きな課題

(A県B市の例)

(参考)全国の田の圃場整備率 61.7%(平成21年)

3. 方策
～農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案

<全体の流れ>

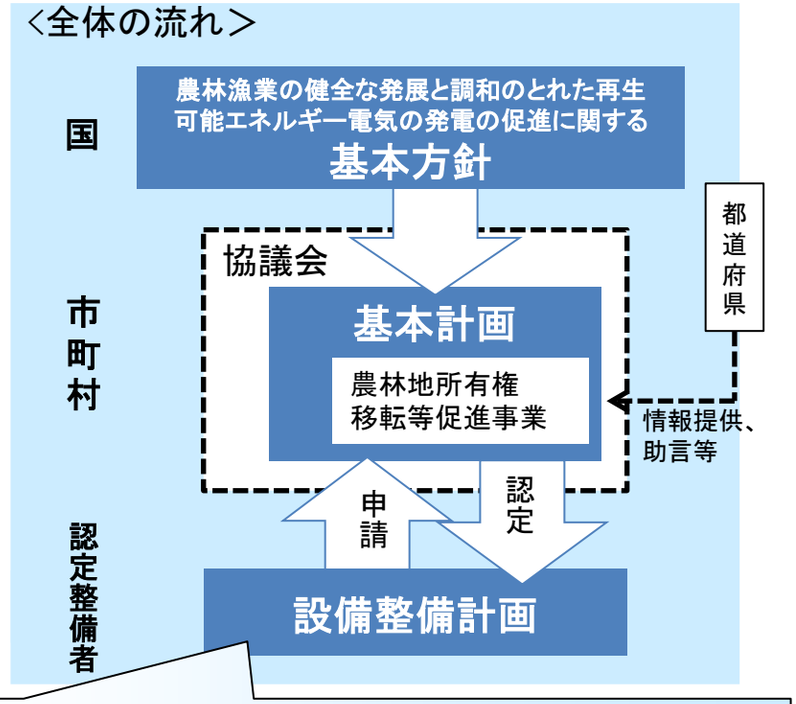

・基本計画に適合していると市町村が認定した設備整備計画について、

ー市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画(所有権移転等促進計画)を定めることが可能(民法の特例)

ーこのほか、各種規制の許可等のワンストップサービス(農地法、森林法、漁港漁場整備法等の手続の簡素化)の措置

農林漁業者のメリット
ー再エネ発電設備の整備と併せて行う農地集約化
ー売電収入のシェア　　等

農山漁村再生可能エネルギー法案に規定する手続の簡素化に関する特例の一覧

法律名	行為（条項）	手続	許可権者等
農地法	農地の転用（第４条第１項）	許可	都道府県知事 農林水産大臣
	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動（第５条第１項）	許可	都道府県知事 農林水産大臣
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更（第９条）	届出 （事前）	都道府県知事
森林法	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為（第10条の２第１項）	許可	都道府県知事
	保安林における立木の伐採（第34条第１項）	許可	都道府県知事
	保安林における土地の形質を変更する行為（第34条第２項）	許可	都道府県知事
漁港漁場整備法	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等（第39条第１項）	許可	市町村 都道府県
海岸法 （※）	海岸保全区域における施設又は工作物を設けての占用（第７条第１項）	許可	都道府県知事 市町村長等
	海岸保全区域における施設又は工作物の新設・改築等（第８条第１項）	許可	都道府県知事 市町村長等
自然公園法	特別地域内における工作物の新設・改築等（第20条第3項）	許可	都道府県知事 環境大臣
	普通地域内における工作物の新設・改築等（第33条第１項）	届出 （事前）	都道府県知事 環境大臣
温泉法	温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること（第３条第１項）	許可	都道府県知事
	温泉の湧出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置（第11条第１項）	許可	都道府県知事

（※）海岸法については、農林水産省所管の漁港及び土地改良事業に係る海岸保全区域に限る。

農山漁村再エネ法案における農林地所有権移転等促進事業について

１．本事業において想定される権利移転の例

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため、本事業により、以下のような権利移転を行うことが想定される。

・　集団的農地の中に営農の再開が見込まれない耕作放棄地が点在しており、農地の効率的かつ総合的な利用が妨げられている場合において、優良農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利の移転を行うことにより、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要なまとまった土地確保を図りながら、担い手への優良農地の集約化を行う場合

（例）

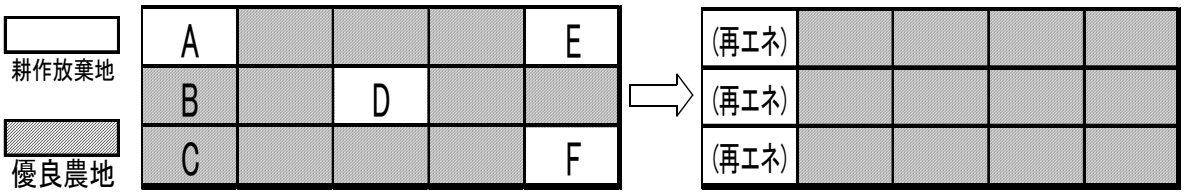

BCとDEの権利を移転
Fを農地に復元

２．法律効果

（１）民法の特例

市町村が土地の関係権利者の同意を得て、一括して計画を策定し、それを公告することにより、個別の当事者間の契約によることなく権利移動の効果が生じることとする。

（２）登記の特例

計画に基づく権利移動の登記については、政令で定めるところにより、市町村が嘱託登記を行うことができることとする。

（３）農地法の特例

農業委員会の決定を経て計画を作成し、公告が行われた計画に定めるところによって権利が移動する場合については、農地法第３条第１項は適用しない。

（参考）

○我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針･行動計画

（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）抜粋

Ⅲ．農林漁業再生のための7つの戦略

【戦略3】エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

農山漁村に存在する資源を活用し、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地･資源利用等を確保しながら、地域主導で再生可能エネルギーの供給を促進する取組を推進し、農林漁業の振興と農山漁村の活性化を一体的に進めるための制度について具体的に検討し、平成23年度中に結論を得る。

○政府のエネルギー規制･制度改革アクションプラン

（平成23年11月１日エネルギー･環境会議決定）抜粋

○重点番号16：農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化

【改革の方向性】

農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進するため、食料供給及び国土保全と両立する土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度の創設に関する課題について検討を行う。

【検討の対象】

対　　象：農地法、森林法など

検討の場：農林水産省

【結論を得る時期等】

・23年度中に結論を得る。

○日本再生の基本戦略

（平成23年12月24日閣議決定）抜粋

（別紙２）各分野において当面、重点的に取り組む施策

(1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓)

④ 食と農林漁業の再生

○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用

農山漁村の資源を活用し、地域主導で食料供給及び国土保全と両立する再生可能エネルギーの供給を促進するため、法制上の措置を早期に講じるとともに、モデル導入等を行う。